

法蓮佐保山一丁目斜面崩落事故に伴う損害賠償請求事件について

奈良市を被告とする損害賠償請求事件として、令和3年6月7日付けで大阪地方裁判所に訴状が提出され、市は請求に対して応訴し、現在裁判中であることについて下記のとおり報告します。

記

1 斜面崩落事故に係るこれまでの経緯について

平成26年12月6日に法蓮佐保山一丁目地内で発生した口径300耗配水管漏水及び斜面崩落事故について、被害者2名の内1名とは示談が成立し、残る1名の被害者とは、文書等による補償交渉を行ってまいりました。

しかしながら、補償内容の合意には至らず、令和元年8月21日付けで大阪簡易裁判所に調停の申し立てをされました。

調停の場においても補償の調整を重ねてまいりましたが、令和3年5月18日の8回目の調停時に被害者である申立人より金額面で合意ができず調停での解決は難しいとの判断で調停の打ち切りを申し出られたことから、当方としても了承し調停不成立となりました。

その後、協議の継続を図りましたが、令和3年6月7日付けで大阪地方裁判所に訴状を提出され、市は請求に対して応訴し、現在裁判中となっています。

- (1) H26.12.6 口径300耗配水管漏水事故並びに斜面崩落事故が発生
被害者2名
- (2) H27.1.30 緊急復旧工事が完了し、車両通行が復旧
- (3) H27.2.6 第1回事故調査委員会の開催
(～第5回事故調査委員会(H28.2.1)まで5回開催)
- (4) H27.9.30 被害者1名との示談成立
(損害賠償の額の決定については、平成27年9月議会で議決済み)
- (5) R1.9.19 調停申立書(8/21 受付)が大阪簡易裁判所より送付
- (6) R1.10.15 第1回調停 (～第7回調停(R3.3.23))
- (7) R3.5.18 第8回調停
当該調停は、申立人の意思により不成立

- (8) R3.6.7 大阪地方裁判所に訴状が提出された
(原告 (崩落した斜面の土地所有者))
- (9) R3.6.22 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 (R3.6.21 付) が大阪地方裁判所より送付
- (10) R3.7.30 第1回口頭弁論
- (11) R3.10.1 弁論準備手続き
- (12) R3.11.15 弁論準備手続き (予定)

2 損害賠償請求事件の概要について

- (1) 事件番号：令和3年(ワ)第5288号
- (2) 訴状提出日：令和3年6月7日
- (3) 原告：(崩落した斜面の土地所有者)
- (4) 被告：奈良市 (代表者市長 仲川元庸)
- (5) 代理人：谷口法律事務所 谷口哲一弁護士 他
- (6) 請求の主旨
 - ① 被告は、原告に対し、金1億5840万7344円およびこれに対する平成26年12月7日から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - ② 訴訟費用は被告の負担とする。
 - ③ 仮執行宣言。